

平成23年8月19日開会

第3回柳津町議会臨時会

# 会 議 録

柳 津 町 議 会

平成23年 第3回柳津町議会臨時会会議録

平成23年8月19日第3回柳津町議会臨時会は柳津町議会議場に招集された。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番 齋藤正志	2番 横田善郎	3番 菊地正
5番 羽賀弘	6番 鈴木吉信	7番 小林功
8番 荒明正一	9番 伊藤毅	10番 磯部静雄
11番 田崎為浩		

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 会議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名について

会期の決定について

町長の説明について

議案第68号 平成23年度柳津町一般会計補正予算

議案第69号 平成23年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算

議案第70号 平成23年度柳津町下水道事業特別会計補正予算

平成23年 第3回柳津町議会臨時会会議録

第1日 平成23年8月19日（金曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

1番 齋藤正志	2番 横田善郎	3番 菊地正
5番 羽賀弘	6番 鈴木吉信	7番 小林功
8番 荒明正一	9番 伊藤毅	10番 磯部静雄
11番 田崎為浩		

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席したものは次のとおりである。

町長 井関庄一	地域振興課長 佐藤静穂
副町長 田崎幸一	保育所長 岩佐節子
総務課長 新井田健一	教育長 新井田明義
出納室長 齋藤勇雄	教育課長 伊藤光正
町民課長 矢部良一	公民館長 長谷川富雄

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議会事務局長 新井田 敏 主任主査 田崎好章

5. 会議事件は、次のとおりである。

日程第 1 平成23年度柳津町一般会計補正予算  
日程第 2 平成23年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算  
日程第 3 平成23年度柳津町下水道事業特別会計補正予算

◎開会及び開議の宣告

○議長

只今から平成23年第3回柳津町議会臨時会を開会します。

○議長

これより本日の会議を開きます。(午前11時30分)

本日の議事日程は、お手元にお配りの通りであります。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名について

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名について。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により指名をいたします。

8番 荒明正一 君、9番 伊藤毅 君、10番 磯部静雄 君、以上3名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期については、議会運営委員会において本日1日間と協議願ったところがありますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

ご異議なきものと認めます。

よって、本臨時会の会期を本日1日間とすることに決定いたしました。

◎町長の説明について

○議長

日程第3、町長の説明について、町長の挨拶と提出議案の説明を求めます。

町長。

○町長(登壇)

本日、平成23年第3回柳津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙の折にもかかわらず、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

本議会に提案いたします案件は、平成23年度補正予算に関する案件3件で、いずれも7月末に発生した集中豪雨により災害復旧等にかかる所要の補正予算であります。議員の皆様には慎重審議の上、議決賜りますようによろしくお願いをいたします。



○議長

日程第4、議案第68号「平成23年度柳津町一般会計補正予算について」を議題といたします。

○議長

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第68号「平成23年度柳津町一般会計補正予算について」提案理由の説明をいたします。本案は、歳入歳出、それぞれ162,023千円を追加し、歳入歳出総額、それぞれ3,787,271千円とする補正予算であります。

尚、詳細については、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（登壇）

議案第68号「平成23年度柳津町一般会計補正予算ことについて」補足してご説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ162,023千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,787,271千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものです。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものです。

次の頁をご覧ください。

歳入歳出予算補正ですが、地方交付税で110,867千円とあるが、これは平成23年度の地方交付税が決定しましたので、補正をするものです。

分担金及び負担金ですが、分担金を735千円補正するものです。これは災害復旧に伴う分担金です。

国庫支出金、国庫負担金で3,335千円、国庫補助金で11,000千円、これも災害復旧に伴うものです。

県支出金、県補助金で25,286千円、これは災害分と放射線に関する県の補助金です。町債で10,800千円です。合計で162,023千円です。

次の頁をご覧ください。

歳出ですが、総務費の総務管理費で3,430千円、民生費の災害救助費で69千円、衛生費の保健衛生費で7,940千円、清掃費で22,455千円、商工費の商工費で、7,679千円、土木費の都市計画費で3,663千円、消防費の消防費で631千円、災害復旧費の農林水産施設災害復旧費で44,500千円、公共土木施設災害復旧費で、12,000千円、町単独災害復旧費で12,422千円、予備費で47,234千円、

合計で162,023千円です。

次に地方債の補正ですが、公共土木施設災害復旧事業で1,600千円、農地農林施設災害復旧事業で、9,200千円、合計で442,800千円になります。

7頁をお開きください。歳入ですが、

地方交付税で110,867千円、これは平成23年度地方交付税の決定による補正です。分担金及び負担金の災害復旧費分担金で、735千円、これは農地等災害復旧事業受益者分担金ということで、分担金条例に基づいて徴収するものです。国庫支出金の災害復旧費国庫負担金で、3,335千円ということで、これは河川・道路災害復旧事業ということで国の負担分で100分の66.7%です。国庫支出金の衛生費国庫補助金で11,000千円、災害時の廃棄物処理事業費補助金ということで、今回災害による廃棄物関係で、国の補助制度で町の標準税収入の1割を超える場合には、2分の1の補助があるため、今回その補助を受けるものです。次に県支出金で衛生費県補助金で2,536千円、これは放射線量低減化活動支援事業で10分の10を見ております。次に災害復旧費県補助金で22,750千円、農地等災害復旧事業費補助ということで、100分の65を見ております。次に町債で、災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業費で、1,600千円、これは現年度分でやるということで、100%を見ています。農林水産施設災害復旧事業費で9,200千円、現年復旧ということで、80%を見ています。

次の頁の歳出ですが、

総務費の一般管理費で3,120千円、今回の災害にかかる超過勤務分を、一括して一般管理費に計上しています。次の財産管理費の需用費で9千円、これは「みなとや」の地下に異臭が出ないように散布した消毒液です。次に企画費で301千円、修繕費で光ファイバーの電柱が傾いた復旧費です。次に民生費の災害救助費・需用費・食糧費で69千円、これは避難所の炊き出しで、BG海洋センターに避難した「麻生地区」の人たちへの炊き出し分です。なお、町民センターは、避難所経費として認められるので、直接、県へ請求します。次に衛生費の環境衛生費・需用費で50千円、これは放射線低減対策事業です。次に備品購入費1,487千円、これは放射線測定器で100分の10の補助です。次の負担金補助及び交付金では1,000千円、これは放射線量低減化活動支援事業で100分の100の補助、これは保育所の保護者会等を対象として、保育所の草刈り等をした場合の補助です。次の操出金で5,403千円、これは簡易水道事業の災害復旧での操出金です。次に清掃費の塵芥処理費22,455千円、がれき処理等に関係する部分で、消耗品70千円、役務費628千円は、家電リサイクルの処分料で、委託料は「がれき処分」委託料の21,757千円です。次に商工費の観光費・需用費、6,213千円、これは観光施設等の修繕及び電柱や街路灯が流されたりしていますので、その修繕費です。次に役務費791千円、これも観光施設のトイレ等の清掃料です。次の頁の使用料及び賃借料で、その観光施設関係の重機の借入料675千円の補正です。次に土木費の下水道費で、3,663千円の操出金の補正は、下水道の災害復旧費です。次に消防費の防災費で旅費525千円、これは消防団員の出勤手当分です。需用費の消耗品でトラロープの15千円、食糧費の30千円は支所地区での消防団への炊き出し分です。使用料及び賃借料の11千円は、

山砂を運んだ際の車の借上げ料です。次の原材料費は土嚢袋等です。災害復旧費の現年農地等災害復旧費で37,500千円、これは委託料で2,500千円、工事請負費で35,000千円、現年林業施設災害復旧費で7,000千円、これは委託料です。次に、災害復旧費の現年公共土木災害復旧費で12,000千円、これは委託料で7,000千円、工事請負費で5,000千円。災害復旧費の町単独災害復旧費・農地等災害復旧費で1,500千円、これは需用費で1,000千円、施設の災害による修繕費です。委託料は、道路関係で150千円、使用料及び賃借料で350千円は、災害応急工事のための機械借上料です。次に林業施設災害復旧費で2,550千円は、需用費で1,000千円、これは修繕費等で、そして委託料で450千円、使用料及び賃借料で1,100千円、これは応急措置に係る機械借利料です。次に土木施設災害復旧費で8,372千円の補正ですが、需用費で1,250千円、これは修繕費です。役務費で130千円、これは道路の交通誘導員への支払いです。次の委託料で1,850千円、使用料及び賃借料で5,142千円、これは重機等の借上料です。次に予備費で47,234千円です。以上です。

○議長

これより質疑を許します。

2番、横田善郎君。

○2番

まず、今、説明がなかったところですが、15頁なんですが、職員手当が3,120千円増えているということは、災害には関係ないと思うのですが、補正前の金額に誤りがあったということですか。それから、9頁の超過勤務手当が3,120千円は、災害に関係するだけの超過勤務手当なのか。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

まず、一般職の職員手当ですが、これは今回の職員手当分の影響で変わった分です。超過勤務手当も職員手当に入っているということです。今回の超過勤務手当は災害復旧分ということで、災害復旧の活動をした、7月29日・30日・31日の分を一括して総務費で3,120千円を計上しています。

○議長

2番、横田善郎君。

○2番

これからの災害復旧に係る見込の超過勤務手当ということですね。そして、15頁の補正後と補正前が同じなのに、比較で3,120千円増えているのは何故か。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

15頁の説明は、超過勤務手当は職員手当に入るので、そう説明しました。7月の超過勤務分は翌月払いになります。

(「了解しました」との声あり)

○議長

ほかにございませんか。

○議長

これで質疑を終わります。お諮りいたします。

議案第68号「平成23年度柳津町一般会計補正予算について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○議長

日程第5、議案第69号「平成23年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

○議長

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(登壇)

議案第69号「平成23年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算について」提案理由の説明をいたします。本案は、歳入歳出、それぞれ5,403千円を追加し、歳入歳出総額、それぞれ195,903千円とする補正予算であります。

尚、詳細については、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(登壇)

議案第69号「平成23年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算について」補足してご説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,403千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ195,903千円とする。

次に頁をご覧ください。歳入ですが、繰入金ということで、5,403千円です。

次の頁で、歳出で簡易水道事業費、5,403千円です。

27頁をお開きください。歳入ですが、一般会計繰入金ということで、5,403千円です。

次の頁で、歳出で、簡易水道事業費・5,403千円、これは3ヶ所の修繕費で、県の



方に災害が認められないか聞いたが、通常の維持管理分については、災害復旧にはならないということでありまして、今回は簡易水道事業費ということで、補正しました。以上です。

○議長

これより質疑を許します。

○議長

これで質疑を終わります。お諮りいたします。

議案第69号「平成23年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

○議長

日程第6、議案第70号「平成23年度柳津町下水道事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

○議長

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(登壇)

議案第70号「平成23年度柳津町下水道事業特別会計補正予算について」提案理由の説明をいたします。本案は、歳入歳出、それぞれ11,000千円を追加し、歳入歳出総額、それぞれ110,700千円とする補正予算であります。

尚、詳細については、総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(登壇)

議案第70号「平成23年度柳津町下水道事業特別会計補正予算について」補足してご説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ110,700千円とする。

次に頁をご覧ください。歳入ですが繰入金で一般会計から3,663千円、国庫支出金の国庫負担金で7,337千円、合計で11,000千円です。今回、災害復旧分で一般会計より繰入っていますが、町の方で災害復旧債を起こそうということで、県と相談したが、「特別会計の災害復旧については交付税措置がなく、借りても利子だけ払わなければならない。」ということで、今回、災害復旧債を見込んでいない。

次の頁ですが、歳出の災害復旧費で11,000千円です。

34頁をご覧ください。歳入の一般会計繰入金で3,663千円、国庫支出金の災害復旧費国庫負担金で7,337千円です。

次の頁ですが、歳出で現年公共災害復旧費、11,000千円、これは委託料で4,500千円、工事請負費で6,500千円です。以上です。

○議長

これより質疑を許します。

2番、横田善郎君。

○2番

この農業集排施設とか、林業集排施設とか、いわゆる農業施設・林業施設の下水関係の被害は一斉なかったか。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

今回の公共下水道の災害ですが、これは冠水した箇所だけが被災したので、農集排・林集排には被害はなかった。

○議長

ほかにございませんか。

○議長

これで質疑を終わります。お諮りいたします。

議案第70号「平成23年度柳津町下水道事業特別会計補正予算について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◎ 閉会の議決

○議長

お諮りいたします。

以上をもって、本臨時会の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって閉会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、平成23年第3回柳津町議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労様でございました。(午前11時55分)



会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する

柳津町議会 議長 田 崎 為 浩

同 議員 荒 明 正 一

同 議員 伊 藤 毅

同 議員 磯 部 静 雄